

特別養護老人ホーム 野桑の里 入居契約書

() 様 (以下、「入居者」といいます) と社会福祉法人高嶺福祉会 特別養護老人ホーム野桑の里 (以下、「事業者」といいます) は、入居者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は入居者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の30日前までに、入居者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新にて要介護3以上と認定された方、要介護1、2の方においては特例入所要件に該当した方の契約は更新されるものとします。

第3条 (施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を入居者に説明し同意を得るものとします。

第4条 (介護老人福祉施設サービスの内容)

1. 事業者は、施設サービス計画に沿って、入居者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
2. 入居者が、利用できるサービスの種類は重要事項説明書のとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、入居者およびその家族に説明します。
3. 事業者は、サービス提供にあたり、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣 (つなぎ) を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

身体拘束をやむを得ず実施する場合は、以下の手続きを行います。

- ①「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当のスタッフ個人で行うのではなく、施設全体で判断します。
 - ②身体拘束の内容、目的、時間、期間などを入居者や家族に対して十分に説明し、同意を得ます。
 - ③身体拘束に関する記録を作成します。
4. 事業者は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って介護福祉サービスを提供するように努めます。
 5. 事業者は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の規定を遵守し、事業者の職員による虐待が行われないようにします。

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

1. 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助します。
2. 事業者は、入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を入居者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
2. 入居者は、9時から17時の間に事務室にて、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 入居者は、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

1. 入居者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知します。
3. 入居者は、当月の料金の合計額を翌月20日から月末までに（ ）で支払います。
4. 事業者は、入居者から料金の支払いを受けたときは入居者に対し領収証を発行します。

第8条（料金の変更）

1. 事業者は、介護保険法その他の関係法令の変更、入居者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、当

該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費を請求することができるものとします。

- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、1 か月前までに入居者、入居者の後見人、入居者の家族等の関係者に文書で通知し、その変更に同意することを必要とするものとします。
- 3 前2項のいずれにおいても、事業者は入居者、入居者の後見人、入居者の家族等の関係者に対して変更の理由と根拠を十分に説明します。
- 4 入居者は第1項及び第2項に定める変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

1. 入居者は、事業者に対して（30日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ①入居者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ②入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③入居者が、事業者やサービス従業者または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ④やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
3. 入居者が要介護認定の更新で非該当（自立）、要支援、または要介護1、2と認定され、かつ特例入所要件に該当しない場合、1カ月間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①入居者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ②入居者が死亡した場合

第10条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し入居者が退居する際には、入居者およびその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第11条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入居者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契

約終了後も同様です。

2. 事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、入居者の個人情報を提供しません。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。

第13条（連絡義務）

事業者は、入居者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する入居者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

1. 入居者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者および事業者は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会福祉法人高嶺福祉会 特別養護老人ホーム野桑の里

<住所> 兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地

<管理者名> 施設長 村田 博之 印

入居者

<住所>

<氏名>

印

(代理人)

<住所>

<氏名>

印

(入居者本人との関係：)